## ○経済産業省告示第四号

外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省

告示第九十三号 (外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等) の <u>ー</u> 部を次の表 のよう

に改正する。

令和七年一月十六日

経済産業大臣 武藤 容治

(傍線部分は改正部分)

二の二 ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラ 二の二	• 二 (略)	定する役務取引等は次のとおりとする。	外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指	改正後
二の二 ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラ	一•二 (略)	定する役務取引等は次のとおりとする。	外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指	改正前

者に対して公開されている技術(以下「公知の	
ーク上のファイル等により、既に不特定多数の	<o <tr="">         ✓°</o>
聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワ	表第二に掲げるもの及び次号に掲げるものを除
ものを除く。)に対し行う次に掲げる取引(新	ものを除く。)に対し行う次に掲げる取引(別
資格認定証明書」という。)が交付されている	資格認定証明書」という。)が交付されている
項に規定する在留資格認定証明書(以下「在留	項に規定する在留資格認定証明書(以下「在留
和二十六年政令第三百十九号)第七条の二第一	和二十六年政令第三百十九号)第七条の二第一
る者であって、出入国管理及び難民認定法(昭	る者であって、出入国管理及び難民認定法(昭
所若しくは居所を有する自然人(本邦に滞在す	所若しくは居所を有する自然人(本邦に滞在す
、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住	、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住
有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店	有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店
団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を	団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を
ルーシの法令に基づき設立された法人その他の	ルーシの法令に基づき設立された法人その他の

技術」という。 (外国) 為替及び外国貿易法 )を提供する取引 (昭和二十 プロ 匝 年法 グラム 律

第二十

第二百二十八号。 以 下 法」 という。

五条第 項又は第六項の 規定による許可 を受け

て提供

したも

のに限る。

の機能な

修

正を行うた

めのプログラムを提供するものであって、 本邦

及び 別 表第二に掲げる地域  $\bigcirc$ 法令に基づき設立

された法人その 他 (T) 団体 ( 以 下 別表第 地 域

等設立法 人等」という。) が単 独又は共 同 で全

額出資するベラル ーシ内の法 人その 他  $\mathcal{O}$ 寸 体及

び別表演 第二 地域等設立法人等 のベラルー · シ 内

支店、 出張所その 他  $\mathcal{O}$ 事務所に対し行うもの並

びに次号に掲げるものを除く。)

となるベラルーシ共和国の団体を指定する件(	となるベラルーシ共和国の団体を指定する件(
するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象	するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象
平和のための国際的な努力に我が国として寄与	平和のための国際的な努力に我が国として寄与
ルーシの団体として外務大臣が定める者(国際	ルーシの団体として外務大臣が定める者(国際
二の三 輸出等に係る禁止措置の対象となるベラ	二の三 輸出等に係る禁止措置の対象となるベラ
提供する取引	)を提供する取引
五までの項の中欄に掲げる技術を除く。)を	ら一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。
を除く。)に掲げる技術(令別表の一から一	を除く。)に掲げる技術(外為令別表の一か
ロ 別表第一(第二十七号から第五十二号まで	ロ 別表第一(第二十七号から第五十三号まで
妨げるおそれのないものに限る。)	持を妨げるおそれのないものに限る。)
供する取引(国際的な平和及び安全の維持を	を提供する取引(国際的な平和及び安全の維
一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提	表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術
イ 外国為替令(以下「令」という。)別表の	イ 外国為替令(以下「外為令」という。)別

する取引、プログラム(法第二十五条第一項又	もの及び次号に掲げるものを除く。)
に対し行う次に掲げる取引(公知の技術を提供	に対し行う次に掲げる取引(別表第二に掲げる
格認定証明書が交付されているものを除く。	格認定証明書が交付されているものを除く。)
る自然人(本邦に滞在する者であって、在留資	る自然人(本邦に滞在する者であって、在留資
事務所又はロシア内に住所若しくは居所を有す	事務所又はロシア内に住所若しくは居所を有す
の他の団体のロシア内の支店、出張所その他の	の他の団体のロシア内の支店、出張所その他の
シア以外の地域に主たる事務所を有する法人そ	シア以外の地域に主たる事務所を有する法人そ
法令に基づき設立された法人その他の団体、	法令に基づき設立された法人その他の団体、ロ
二の四 ロシア政府その他の関係機関、ロシアの	二の四 ロシア政府その他の関係機関、ロシアの
	除く。)
)を提供する取引	第二第一号、第三号及び第四号に掲げるものを
いう。)に対し行う技術(公知の技術を除く。	いう。)に対し行う技術を提供する取引(別表
令和四年外務省告示第百四号) で定めるものを	令和四年外務省告示第百四号)で定めるものを

ロ 別表第一に掲げる技術(令別表の一から一	ロ 別表第一に掲げる技術(外為令別表の一か
	る。)
全の維持を妨げるおそれのないものに限る。	び安全の維持を妨げるおそれのないものに限
る技術を提供する取引(国際的な平和及び安	掲げる技術を提供する取引(国際的な平和及
イ 令別表の一から一五までの項の中欄に掲げ	イ 外為令別表の一から一五までの項の中欄に
<ol> <li>✓</li> <li>✓</li> </ol>	
所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除	
法人等のロシア内の支店、出張所その他の事務	
内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立	
立法人等が単独又は共同で全額出資するロシア	
ムを提供するものであって、別表第二地域等設	
のに限る。)の機能修正を行うためのプログラ	
は第六項の規定による許可を受けて提供したも	

臣が定める者(ウクライナをめぐる国際平和の	<ul><li>臣が定める者(ウクライナをめぐる国際平和の</li></ul>
ア及びベラルーシ以外の国の団体として外務大	ア及びベラルーシ以外の国の団体として外務大
二の六 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシ	二の六 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシ
する取引	号、第三号及び第四号に掲げるものを除く。)
に対し行う技術(公知の技術を除く。)を提供	に対し行う技術を提供する取引(別表第二第一
務省告示第八十二号)で定めるものをいう。)	務省告示第八十二号)で定めるものをいう。)
るロシア連邦の団体を指定する件(令和四年外	るロシア連邦の団体を指定する件(令和四年外
ために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象とな	ために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象とな
のための国際的な努力に我が国として寄与する	のための国際的な努力に我が国として寄与する
アの団体として外務大臣が定める者(国際平和	アの団体として外務大臣が定める者(国際平和
二の五 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシ	二の五 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシ
提供する取引	)を提供する取引
五までの項の中欄に掲げる技術を除く。)を	- ら一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。

五までの項の中欄に掲げる技術を除く。)を	ら一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。
ロ 別表第一に掲げる技術(令別表の一から)	ロ 別表第一に掲げる技術 (外為令別表の一か
	る。)
全の維持を妨げるおそれのないものに限	び安全の維持を妨げるおそれのないものに限
る技術を提供する取引(国際的な平和及び安	掲げる技術を提供する取引(国際的な平和及
イ 令別表の一から一五までの項の中欄に掲げ	イ 外為令別表の一から一五までの項の中欄に
<° )	四号に掲げるものを除く。)
に掲げる取引(公知の技術を提供する取引を除	に掲げる取引(別表第二第一号、第三号及び第
十七号)で定めるものをいう。)に対し行う次	十七号)で定めるものをいう。)に対し行う次
体を指定する件(令和五年外務省告示	体を指定する件(令和五年外務省告示第四百四
ロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の	ロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団
めに講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となる	めに講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となる
ための国際的な努力に我が国として寄与するた	ための国際的な努力に我が国として寄与するた

口 別表第一貨物等省令第八条第九号(同号	ロ 次のいずれかに該当する貨物の有する機
に設計又は改造したもの	用のために特に設計又は改造したもの
するものの設計、製造又は使用のために特	ずれかに該当するものの設計、製造又は使
九号(同号へを含む。)のいずれかに該当	号又は別表第二の三貨物省令第十四条のい
イ 本号ロ又は別表第一貨物等省令第八条第	イ 本号ロ、別表第一貨物等省令第八条第九
するもの	するもの
九 プログラムであって、次のいずれかに該当	九 プログラムであって、次のいずれかに該当
一~八(略)	一~八(略)
関係)	関係)
別表第一(第二号の二、第二号の四、第二号の六	別表第一(第二号の二、第二号の四、第二号の六
備考(略)	備考(略)
二の七~四(略)	二の七〜四(略)
提供する取引	)を提供する取引

	該当するもの(別表第一貨物等省令第八
(新設)	(二) 別表第二の三貨物省令第十四条に
	るもの
	イ又はハからホまでのいずれかに該当す
(新設)	(一) 別表第一貨物等省令第八条第九号
に限定されているものを除く。)	
機能が、操作、管理又は保守に関するもの	除く。)
の暗号標準のみを用いたもののうち、その	保守に関するものに限定されているものを
ことができるもの(公開された又は商業用	もののうち、その機能が、操作、管理又は
の又は当該機能のシミュレーションを行う	された又は商業用の暗号標準のみを用いた
有するもの、当該機能を実現するためのも	レーションを行うことができるもの(公開
該当するものの有する機能と同等の機能を	実現するためのもの又は当該機能のシミュ
口を除き、同号へを含む。)のいずれかに	能と同等の機能を有するもの、当該機能を

	条第九号ロに掲げるものに限る。)
	該当するもの(別表第一貨物等省令第八
(新設)	(二) 別表第二の三貨物省令第十四条に
	口に該当するもの
(新設)	(一) 別表第一貨物等省令第八条第九号
機能を有効化するもの	
のみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号	機能を有効化するもの
号機能有効化の手段を用いることによって	のみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号
能と同等の機能を有するものであって、暗	号機能有効化の手段を用いることによって
号へを含む。)に該当するものの有する機	能と同等の機能を有するものであって、暗
ハ別表第一貨物等省令第八条第九号ロ(同	ハ 次のいずれかに該当する貨物の有する機
	限る。)
	条第九号イ又はハからホに掲げるものに

(新設)	五十三 プログラムであって、次のいずれかに
三十二~五十二 (略)	三十二~五十二 (略)
	(プログラムを除く。)
	するものの設計、製造又は使用のための技術
(新設)	三十一の二 第二十八号又は第二十九号に該当
十二~三十一 (略)	十二~三十一 (略)
	プログラム
ために特に設計したプログラム	の設計、製造又は使用のために特に設計した
れかに該当するものの設計、製造又は使用の	ら第二十二条までのいずれかに該当するもの
若しくは第二十条から第二十二条までのいず	二の三貨物省令第十五条若しくは第二十条か
八号まで又は別表第二の三貨物省令第十五条	八号まで若しくは第十四条第七号又は別表第
十一 別表第一貨物等省令第九条第三号から第	十一 別表第一貨物等省令第九条第三号から第
十(略)	十(略)

イ 企業資源計画 (ERP) 、顧客関係性管

理(CRM)、ビジネスインテリジェンス

(BI)、サプライチェーンマネジメント

(SCM)

エンタープライズデータウェ

アハウス(EDW)、設備保全管理システ

ム(CMMS)、プロジェクトマネジメン

、プロダクトライフサイクルマネジメン

理情報システムに用いられるものト(PLM)その他これらに類する企業管

ロ 建築情報モデリング (BIM)、CAD

プログラム、CAMプログラム、受注設計

生産(ETO)その他これらに類する設計

	おいて不特定多数の者が入手又は聴講可能
	ロ 工場の見学コース、講演会、展示会等に
	術を提供する取引
	不特定多数の者に対して公開されている技
	ネットワーク上のファイル等により、既に
	イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信
	該当するもの。
	を提供する取引であって、以下のいずれかに
	として公知とする場合を除く。)に当該技術
	とするため(特定の者に提供することを目的
	公知の技術を提供する取引又は技術を公知
(新設)	別表第二(第二号の二から第二号の六関係)
	、製造システムに用いられるもの

## な技術を提供する取引

プロ ーグラ L 外 国 為替及び外国貿易法 昭

和二十四 年 法律第 一百二十八号) 第二十 五. 条

第 項 又 は 第六 項  $\mathcal{O}$ 規定による 許 可 を受けて

提供 L たも 0 限る。 0 機能 修 正 を行うた

のプロ グラムを提供するも  $\mathcal{O}$ であって、 本

邦及び別 表第三に 揭 げ る地域  $\mathcal{O}$ 法令に基 一づき

設立 された法人その 他  $\mathcal{O}$ 団体 (以下 別 表 第

地 域等 設 立法· 人等」 という。 が 単 独 又は

共同 で全額出資するベラル ] シ若しく は 口

ア内の法人その

他

の団

体及び記

別

表第三

地

域等

設立 法 人等 のベラル ] ·シ若. しく は 口 シア内  $\mathcal{O}$ 

支店、 出張 が所その 他 あ事 務所に対し行うも  $\mathcal{O}$ 

の	直接伴ってする取引において提供されるも	うち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に	令第四条第二項の規定が適用されるものの	基づき輸出の承認を取得したもの又は輸出	輸出令」という。)第二条第一項の規定に	昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「	イ 貨物の輸出において、輸出貿易管理令 (	供する取引	あって、以下のいずれかに該当するものを提	ラムのうちソースコードのものを除く。)で	保守点検のための必要最小限の技術(プログ	三貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び
---	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-----------------------	-------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

ランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポー	ク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノ
ア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オ	韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブル
、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビ	、アイスランド、アイルランド、イタリア、大
ド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー	ド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー
チェコ、デンマーク、エストニア、フィンラン	チェコ、デンマーク、エストニア、フィンラン
ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、	ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、
別表第二(第二号の二、第二号の四関係)	別表第三(第二号の二から第二号の六関係)
	るもの
	又は提案若しくは意見表明において提供され
	四国際標準の策定のための国際会議への出席
	当該貨物の使用にのみ用いられるもの
	ロ 貨物に内蔵されたプログラムであって、

ルウェ ア、 スロバキア、 ] ポーランド、 スロベニア、スペイン、 ポルトガル、ルーマニ スウ ランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア スロベニア、スペイン、 スウェーデン、スイ

附則

エ

ーデン、

スイス、

英国、

アメリカ合衆国

英国、

アメリカ合衆国

この告示は、 令和七年一月二十三日から施行する。 ただし、この告示による改正後の平成二十二年経済産

業省告示第九十三号別表第一 の第三十一号の二及び第五十三号の規定については、 この告示の 施行の 日 以後

に開始される役務取引について適用する。